

中能登町立中能登中学校 いじめ防止基本方針

中能登町立中能登中学校

— 目 次 —

1	いじめの防止等の対策に関する基本理念・・・・・・・・・・	1
2	いじめの防止等のための組織及び施策等・・・・・・・・・・	1
3	いじめの理解・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	いじめの未然防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5	いじめの早期発見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
6	いじめに対する措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
7	インターネットを通じて行われるいじめへの対応・・・・	7
8	家庭・地域の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
9	重大事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9

中能登町立中能登中学校 学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、「どの学校にもどの子どもに起こりうる」という考えに立ち、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行なわなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにしなければならない。

(1) 学校を挙げた積極対応

ア 学校長をトップとする「いじめ問題対策チーム」を常設し、平時からいじめを見逃さない学校づくりを推進し、日々の教職員の見守りを通して、小さな芽のうちに摘み取っていく。

イ 警察や児童相談所などの外部関係機関及び家庭や地域との連携を図り、積極的に外部の人材の活用を進め、風通しのよい学校づくりを推進する。

ウ いじめの問題に組織的に対応し、児童生徒が安心して学ぶことができる環境を整えていく。
また、関係教職員による個別案件対応班も組織し、役割分担に沿った迅速で的確な対応を行い、いじめの早期解消を図っていく。

(2) 平時からの基本姿勢

ア いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを、全教職員が十分認識し、事前の働きかけ（未然防止の取組）を行うことが、最も合理的で最も有効な対策であることを認識する。

イ いじめは人間として絶対に許されないという意識を、学校教育全体を通じて、生徒一人一人に徹底し、いじめられている生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すとともに、いじめている生徒については、警察等との連携も含め、毅然とした対応をとることを示す。

ウ 生徒一人一人を大切にしている意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識する。

エ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識する。

オ 定期的な調査だけでなく、必要に応じてきめ細かな実態把握に努め、生徒が発するサインを見逃さないで、情報を全教職員で共有する。

2 いじめの防止等のための組織及び施策等

(1) いじめの防止等のための組織等

ア 「いじめ問題対策チーム」（中能登中対策チーム）を常設し、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見・対応に実効的に取り組むために、複数の教職員、心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成する。また、町教育委員会、保護者、地域、関係機関との連携を図る。

【中能登中対策チームの構成員】

学校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、教育相談担当
特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー（外部）
生徒指導サポーター（外部）、いじめ対応アドバイザー（外部）
七尾警察署生活安全課少年係主任（外部）

(2) いじめの防止等のための施策等

- ア 「学校いじめ防止基本方針」を策定し、全教職員が共通理解を図り、取り組めるようにする。
- イ 「いじめ問題対策チーム」を常設し、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見・対応に実効的に取り組む。
- ウ いじめ対応アドバイザーの派遣を要請し、外部の専門家等の活用を推進する。
- エ インターネットを通じて行われるいじめ「ネットいじめ」に対処する体制を整備する。生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。
- オ いじめの問題に係る教職員の校内研修等を実施する。
- カ 保護者や地域に対して、いじめの問題に係る啓発活動を実施する。

3 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の暴力を伴わないいじめは、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、暴力を伴ういじめとともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。さらに、最近のいじめは、電子情報端末機器の普及により、ネット上で行われることが多く、一層見えにくくなっている。

(1) いじめを捉える視点（いじめの定義）

いじめとは、ある生徒に対して、一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【留意点】

- ・ 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。いじめに該当するか否かを判断するに当たり、心身の苦痛を感じているものとの要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。
- ・ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ問題対策チーム」を活用して行う。
- ・ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- ・ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- ・ けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。
- ・ 行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケース（例えば、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など）についても、加害行為を行った生徒に対する指導等については、「法」の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- ・ いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合において、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。

(2) いじめは笑いに隠される、いじめの四層構造、いじめる心理、犯罪につながるいじめの事柄について十分考慮し、いじめ対応を検討する。

4 いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、学校長のリーダーシップのもと、全ての教職員が取り組む必要がある。未然防止の基本となるのは、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心して安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行

事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出していく必要がある。

(1) わかる授業づくり

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。

- ・「わかった」「できた」「使えた」が実感できる授業づくり
- ・学習指導の場における積極的な生徒指導（自己存在感、共感的な人間関係、自己決定の場）
- ・「課題設定の工夫」、「協働的な学びの充実の工夫」（学校研究）
- ・「教職員の学び合い」

(2) 道徳教育や人権教育等の充実

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実等により、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育
- ・魅力的な教材の開発や活用
- ・人権教育講話・人権教室の実施

(3) 規範意識の育成

校内での規律や授業中の規律を定着させることで、規範意識を醸成するとともに、生徒が安心して学ぶことができる環境を作る。

- ・基本的な校内生活の定着「中能登ルーティン」
 - ①余裕登校・・・ゆとりを持って行動する。
 - ②タスキ着用・・・相手を意識し、自分の命を守る。
 - ③かかと揃え・・・見えるものを整え、心を整える。
- ・中能登スタンダードの徹底
 - ①準備をしてチャイム前に着席
 - ②礼儀正しい挨拶
 - ③「聴く」と「話す」の切り替え
- ・問題行動への対処

(4) 自己有用感、伝える力を育む取組（つながりのスキルの育成）

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるように、短時間グループアプローチを行う。また、仲間の良い行動をカードに記述し、掲示することで互いに認め合い、自己有用感を育む活動を実施する。

- ・ナカノトーク 「相手を認め、傾聴する」という関わりのスキルを育てる。
- ・さわやかカード「仲間の良い行動を認め合う」

(5) 生徒会などが中心となる取組

いじめを絶対に許さないという意識を生徒一人一人につけ、学校全体でいじめ撲滅に取り組む雰囲気をつくる。

- ・校内私の主張発表大会の実施「いじめ・差別・人権等」をテーマにする。
- ・毎朝の挨拶運動（生徒会執行部、学級毎、部活動毎による玄関や街頭などで挨拶を交わし合う。）

(6) 体験活動を取り入れた取組

ボランティア活動や自然体験、異年齢集団での活動などを通じて、素直に感謝の気持ちを表したり、他人を思いやる心を育んだりするなど、心の通じ合うコミュニケーション能力を育む。

- ・高齢者とふれあう活動
- ・他校種や留学生との交流

(7) 生徒が主体的に活動する取組

自分以外の考え方にふれ、物事を多面的な立場で捉え、相手や周りを気遣う気持ちを身に付ける。

- ・生徒が互いに相談相手になる「ピア・カウンセリング」

(8) 家庭や地域と連携した取り組み

生徒だけではなく、家庭や地域と協力して「いじめを見逃さない・風通しのよい学校づくり」に取り組む。

- ・非行・被害防止講座の実施

「ネットいじめ」の事例などをもとに、いじめの問題に対する理解を深めるとともに、家庭や地域で果たすべき役割等について考える機会とする。

- ・家庭・地域からの情報収集および家庭・地域への情報発信学校内外におけるいじめに関する家庭や地域からの情報収集に努め、学校側からの情報信にも取り組む。

(9) 毎月のいじめアンケート

月に1回いじめアンケートを行い、いじめへの意識を高める。

- ・Be brave!によるいじめアンケート実施

毎月1回アンケートを実施する。内容は、「仲間外れにされるなど、嫌な思いをさせられた、と思うことがある」である。あてはまる・どちらかというにあてはまるに回答した生徒に面談を行い、早期解決に向けて取り組む。

5 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒の些細な変化に気づく力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。また、いじめの早期発見をするために、定期的なアンケート調査や希望教育相談・定期的教育相談の実施、日頃からの生徒と教職員の人間関係づくり等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守ることが必要である。

(1) 小さなサインを見逃さない取組

- ・日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努める。
- ・個人ノートや生活ノート等を活用して、交友関係や悩みを把握する。
- ・教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、共有する。

(2) 定期的なアンケート調査の実施

- ・生徒の実態に応じて、定期的（学期に1回）に悩み調査を実施する。
- ・アンケートの実施に当たっては、アンケートの項目や実施場所、記名の有無などを工夫し、生徒にとっていじめを訴えやすい体制を整える。

(3) 教育相談体制の充実

- ・アンケート調査をもとに、定期的（学期に1回）な教育相談を実施する。
- ・生徒が日頃らいじめを訴えやすい雰囲気を作る。
- ・生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。

- ・保健室や相談室の利用やスクールカウンセラー等の効果的な活用をする。

(4) 月1回のアンケートの実施

- ・毎月の生活目標の振り返りの際に、いじめアンケートを実施し、いじめへの意識を高めることで未然防止につなげる。

6 いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を町教育委員会に報告する。学校がいじめの事実を確認した場合には、徹底して被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、被害生徒、加害生徒双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求めるとともに、いじめを見ていたり、周りではやしたてたりしていた生徒に対する指導により、同種の事態の発生の防止に努めることも大切である。

(1) いじめに対する組織的対応

学校は、いじめの防止等のため、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ問題対策チーム」を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、町教育委員会とも適切に連携のうえ、学校の実情に応じた対策を推進する。「いじめ問題対策チーム」は、学校の基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめの防止等の取り組みについて、PDCA サイクルで検証する。

① いじめ問題対策チーム（常設）について ※中能登中対策チーム

ア 目的

いじめ問題の早期発見・早期対応に向け、平時からいじめ問題に備え、いじめ問題の発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。

イ 構成

校長をトップに、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、教育相談担当者、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、生徒指導サポーター、いじめ対応アドバイザー等必要と思われる教職員・外部の人材を加え構成する。校務分掌においては、従来の生徒指導部会等からは独立し、特別委員会扱いとして位置づける。

ウ 機能・役割

- ・いじめを見逃さない学校づくりを推進するために、授業時間、休み時間や放課後の定期的な校内巡視を実施し、情報の交換・共有を行う。また、いじめアンケート調査や個人面談の内容や方法の検討及び結果の分析について吟味を行い、見落とし・見誤りのない適切な認知を図る。さらに、いじめの構造やいじめ発見のチェックポイントなどの教職員の理解を深める。
- ・学校や教職員のいじめ問題への対応力を向上するために、校内研修を実施し、対応スキルの向上を図る。また、いじめに関する研修資料や各種情報の収集・提示を行い、教職員のいじめ問題への理解を深める。さらに、いじめ対応アドバイザーの派遣を要請し、学校に必要な指導・助言を仰ぎ、個別案件の対応に活用する。
- ・「学校いじめ防止基本方針」の策定並びに教職員及び生徒・保護者、地域に対する周知
- ・「学校いじめ防止基本方針」の作成・見直しを行い、懇談会等で、保護者、地域住民に対していじめ問題への学校の基本姿勢を説明し（印刷物等の配布やホームページへの掲載等）、理解と協力を得る。
- ・生徒会が主体となった「いじめを見逃さない学校づくり」の一層の推進を図る。
- ・家庭や地域、関係機関との日常的な情報交換による「風通しのよい学校」づくりの推進を

する。

- ・スクールカウンセラーや生徒指導サポーター、いじめ対応アドバイザー、その他関係機関等と連携したいじめ問題への対応を図る。
- ・学校と警察の相互連絡制度（「いしかわ S&P サポート制度」）の適切な活用や町の青少年育成センターなどとの連携を図る。
- ・医療機関、児童福祉施設、児童相談所、警察など、加害者及びその保護者の抱える問題から、適切な関係機関との連携を進め、加害者の立ち直りを支援する。
- ・いじめ問題発生時における個別案件対応班の編制と指示をする。

個別案件対応班の設置、情報の収集と整理、いじめ対応アドバイザーの派遣要請。町教育委員会・関係機関への協力要請、個別案件対応班への指示・助言

② 個別案件対応班について

ア 目的

いじめ問題に対し、学級担任の抱え込みや一部教職員の過重負担を回避し、複数教職員による役割分担に沿った適切な対応を行うことで早期解消を図る。

イ 構成

当該生徒の学級担任、部活動顧問等に、いじめ問題対策チームの一部構成員を加えて組織する。いじめ対応アドバイザーを要請した場合には、アドバイザーが加わることもある。いじめ事案1件ごとに組織することを基本とする。

ウ 機能” 役割

- ・情報を詳細に収集・共有し、いじめ問題対策チームに報告する。
- ・具体的な対応策を検討し、役割分担を明確にする。
- ・役割分担に沿った対応を進める。
- ・事態の進捗状況をいじめ問題対策チームに報告し、指示を受ける。
- ・対応策について吟味し、必要に応じて再検討を行う。
- ・対応の結果について整理し、記録に残す。

③ いじめ対応アドバイザーの活用について

ア 目的

心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等の派遣を要請し、学校におけるいじめ問題への対応力向上を図る。

イ 活用例

- ・平時におけるいじめ問題対策チームに対する指導・助言
- ・いじめ問題発生時の個別案件対応班における対応に関する指導・助言
- ・いじめ問題に関する研修講師
- ・いじめ問題に対する校内体制整備

(2) 子どもや保護者への対応

ア いじめられている子どもへの対応

- ・いじめられている子どもを必ず守り通すという姿勢及び安全・安心を確保するための具体的な対応を明確に示し、安心させるとともに、教職員の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- ・決して一人で悩まずに、友人や保護者、教職員等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ・いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ・いじめた子どもの謝罪だけで、問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ・子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通

して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。

- ・いじめられている子どもを守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

イ いじめている子どもへの対応

- ・頭ごなしにしかるのではなく、いじめられた児童生徒の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを理解させる。
- ・当事者だけでなく、いじめを見ていた子どもからも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ・集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が、表面に出ていないことがあるいじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ・いじめた子どもが、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、自らの行為がいじめに当たることを十分に理解させたくて指導に当たる。
- ・いじめの態様によっては犯罪に当たる場合があることを十分に理解させる。
- ・いじめた子どもの不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ・いじめた子どもの立ち直りに向けて、保護者と話し合う時間を大切にするとともに、必要に応じて関係機関を紹介するなど、適切に対応する。
- ・保護者に対して、いじめの事実と指導内容や指導後の本人の様子などを明確に伝え、協力して見守っていくことを共通理解する。
- ・いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、そのときの指導によって、解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

ウ いじめられている子どもの保護者への対応

- ・いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ・家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめられている子どもを守り通すことを十分伝える。
- ・いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ・学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ・必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- ・家庭においても子どもの様子に十分注意してもらい、子どものどんな小さな変化についても学校に連絡してもらおうように要請する。

エ いじめている子どもの保護者への対応

- ・いじめの事実を正確に伝え、いじめられている子どもや保護者の、辛く悲しい気持ちに気付かせる。
- ・教師が仲介役になり、いじめられた子どもの保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした学校側の姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ・子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

7 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

近年、インターネットにつながる電子情報端末機器の普及に伴い、いつでもインターネットに接続できる環境になり、生徒にとって、これまで以上に莫大な情報に容易に接する機会が増えてきている。また、こうした機器の利用について、大人の理解不足から対応が後手になることがあるため、教職員及び保護者が仕組みを理解し、「ネットいじめ」の未然防止に努める必要がある。さらに学校は、生徒に適切にネット依存や情報モラルの指導ができる体制整備を進める必要がある。

(1) 「ネットいじめ」の未然防止・早期発見について

- ・早期発見の観点から、町教育委員会と連携し、学校ネットパトロールを実施するなどの方法により、インターネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ・生徒が悩みを抱え込まないよう、学校内に生徒が相談しやすい環境を作る。
- ・学校や地域の実態及び生徒の発達に段階に応じた情報モラル教育を推進する。
- ・「ネットいじめ」について、教職員自身が理解するとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。
- ・インターネットの利用に関する親子のルール作りや生徒同士のルール作りを推進する。
- ・保護者は、防災・防犯その他特別な目的のために使用する場合を除き、中学生には携帯電話等を所持させないよう努める。
- ・保護者は、児童生徒に携帯電話等を所持させる場合には、フィルタリングサービスの利用を徹底するよう努める。

(2) 「ネットいじめ」の対応について

- ・「ネットいじめ」の対応に当たっては、より速やかで適切な対応を進める。また、保護者や関係機関との連携を強化する。
- ・グループチャット機能を使用した仲間はずしなどのいじめについては、被害生徒及び加害生徒双方から、十分な聞き取りを行い、事実関係を明らかにするとともに、相手の立場に立って考えさせる指導が重要である。
- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、一旦保存した上で、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。なお、必要に応じて警察や地方法務局の協力を求める。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) 削除依頼等の手順について

- ・事実の確認、対応方針の検討、生徒への対応、インターネット上の対応、事後の経過の確認等に十分に配慮する。
- ・把握した実態に対し、校長の指示のもと組織的に対応する。その際、被害者本人及び保護者の心情にできる限り配慮する。
- ・被害者本人への対応（不安の共感的理解）、加害者への対応（書き込み者が特定されている場合）、当事者以外の生徒への指導（必要と判断した場合）等について、インターネット上の対応と平行して行う。

8 家庭・地域の役割

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。また、大人は、学校生活、家庭生活、地域活動等において生徒に物理的・心理的暴力を行うことも、見せることも「いじめを行う行為」につながると理解し、生徒が安心して安全な生活を送れるように努めなければならない。

(1) 家庭・地域を含めた連携

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、町、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。また、生徒からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる生徒が学校への通報その他の適切な措置をとる必要がある。

(2) 保護者の責務等

保護者は、子どもに対して、いじめを行わないよう指導し、いじめを受けた場合は、学校などと協力していじめから保護する責務がある。

9 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、町教育委員会と連携して、学校内に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。なお、調査組織に外部の専門家を加えるなど、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。また、重大事態の発生により、被害生徒だけでなく、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がる場合があり、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める。

(1) 重大事態について

いじめにより在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時とはいじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、以下のようなケースが想定される。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合
- ・いじめにより在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、町教育委員会の判断により、迅速に調査に着手する。
- ・生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

(2) 重大事態発生の報告

重大事態が発生した場合、町教育委員会に事態発生について報告する。また、町教育委員会は、その事案の調査を行う主体について判断する。

(3) 重大事態の調査

- ・町教育委員会の指導・助言のもと、速やかに学校内に、重大事態の調査組織を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者（外部の人材）の参加を図ることにより、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。「いじめ問題対策チーム」を母体として、重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え、調査に当たる。
- ・調査の実施に当たっては、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・調査主体に不都合なことがあっても、事実に向き合おうとする姿勢が重要である。
- ・これまでに学校内で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

☆いじめ防止等に関する年間計画

時 期	内 容	目 的	
1 学 期	4月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ問題の周知 いじめ防止指導 (全校集会) 生徒の情報交換 希望教育相談① 保護者懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> いじめの問題への基本姿勢、未然防止 早期発見・早期対応について共通理解 いじめを許さない学校づくり 不登校傾向、配慮が必要な生徒の把握 相談による実態把握(希望生徒のみ) 保護者から生徒の情報を収集し、未然防止、早期発見・ 早期対応を図る。
	5月	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査 悩み調査 小中連絡会 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の実態把握 相談カードによる悩み調査と個別相談 小学校教諭との情報交換(中1対象)
	6月	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の情報交換 定期教育相談① 第1回Q-U 	<ul style="list-style-type: none"> 不登校傾向、配慮が必要な生徒の把握 相談カードによる悩み調査を参考に個別相談(全生徒 対象) ハイパーQ-Uの実施
	7月	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査 保護者懇談会 (通知表渡し) 	<ul style="list-style-type: none"> 不登校傾向、配慮が必要な生徒の把握 各家庭の状況・環境を把握 保護者との相談
	8月	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の情報交換 校内研修会 (いじめ対応アドバイザーによる講演) Q-U分析 	<ul style="list-style-type: none"> 1学期を振り返っての生徒理解と対策 Q-U教育実践における有効活用を学ぶ 2学期の指導につなげる
2 学 期	9月	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の情報交換 人権教育講座 	<ul style="list-style-type: none"> 夏季休業中の生徒理解と対策
	10月	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査 第2回Q-U 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の実態把握と集団作りの見直し ハイパーQ-Uの実施
	11月	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の情報交換 ピアカウンセリング 定期個人相談② 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の実態把握と集団作りの見直し 相手や周りを気遣う心を身につける 相談カードによる悩み調査を参考に個別相談(全生徒 対象)
	12月	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査 保護者懇談会 学級討議(人権) Q-U分析 	<ul style="list-style-type: none"> 2学期を振り返っての生徒理解と対策 各家庭の状況・環境を把握 3学期の指導につなげる
3 学 期	1月	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> 冬季休業中の生徒理解と対策
	2月	<ul style="list-style-type: none"> 悩み調査 アンケート調査 小中連絡会 	<ul style="list-style-type: none"> 相談カードによる悩み調査を参考に個別相談(全生徒 対象) 生徒の実態把握 小中の連携強化 新入生、在校生の情報収集・交換
	3月	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査 希望教育相談② 小中連絡会 1年間のまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の実態把握 相談による実態把握(希望生徒のみ) 小中の連携強化 新入生、在校生の情報収集・交換 活動の反省と次年度への課題を明確化

※ ナカノトークを実施する。

※ 定例職員会議において、生徒理解についての情報共有の時間を確保する。

※ 毎月の振り返りにおける生徒の実態把握、毎日の昼巡回を実施する。

※ 個別案件対応班については、随時設置し、早期対応をする。

《参考文献》

『いじめを見逃さない・風通しのよい学校づくり』

～児童生徒が安心して学ぶことができる環境を～「石川いじめ防止基本方針」

平成26年3月 石川県